

年 金 定 期 預 金

(2019年4月1日現在)

1 商 品 名 (愛 称)	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期預金<単利型> (愛称：年金定期預金)
2 ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・長野銀行で年金をお受取りの個人のお客さま
3 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・1年
4 預 入 方 法 (1) 確認資料 (2) 預入方法 (3) 預入金額 (4) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・「すこやか倶楽部」会員証 ・一括預入 ・通帳または証書の場合 1口100円以上300万円以下 ・総合口座通帳の場合 1口1万円以上300万円以下 ・1円単位
5 払 戻 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払い戻します。
6 利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 頻 度 (3) 計 算 方 法 (4) 課 税 方 法 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の店頭表示金利に年0.10%加えた金利を満期日まで適用します。 ・利払い方式とし、満期日一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・利息の20%（国税15%、地方税5%）が分離課税されます。ただし、2013年1月1日から2037年12月31日までにお受取りとなる預金利子には、復興特別所得税0.315%が追加課税されます。 ・金利は店頭のデジタルサイネージに表示しています。
7 手 数 料	—
8 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本預金を総合口座の担保とすることにより、当座貸越を利用することができます。（貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率です。） ・「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」の対象となる個人のお客さまは、マル優の取扱いができます。
9 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・定期預金を中途解約する場合は、「自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期預金）」または「自由金利

	型定期預金規定」で定める期限前解約利率により利息を計算し、お支払いします。
10 当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
11 その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・この預金は、預金保険の対象となり同保険の範囲内で保護されます。